平成２３年（フ）第１０８号
新潟県長岡市来迎寺2141番地１、前住所新潟県長岡市横枕町664番地
債務者　野本　惠美
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第１１４号
新潟県三島郡出雲崎町大字羽黒町130番地１
債務者　網干　孝子
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第３６５号
札幌市清田区真栄４条３丁目10番16号
債務者　永澤美智子
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８３１号
北海道北広島市共栄町４丁目３番地15
債務者　槇　　里紗
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８７１号
札幌市白石区川北２条１丁目２番12号
債務者　堺　　浩也
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９５８号
札幌市東区北10条東９丁目３―24　リリー光星303号室、住民票上の住所札幌市北区屯田７条８丁目４番５号
債務者　小西かおり
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１２８号
札幌市北区東茨戸１条３丁目509番地１
フィオーレⅠ―202号
債務者　中井　敏文
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１９９号
札幌市豊平区中の島１条12丁目３番７号　第10大慶ビル302号
債務者　中山由美こと　田　　景順
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２０６号
札幌市東区北13条東16丁目３番１―302号
債務者　高田　紫穂（旧姓竹部）
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２１３号
札幌市中央区南４条西13丁目１番13号　M・T・413―302号
債務者　高橋　清子
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２７５号
北海道北広島市大曲光２丁目４番地12
債務者　今川　勝司
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２８７号
札幌市清田区里塚３条３丁目５番18号
債務者　松田　　誠
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３６９号
札幌市北区百合が原７丁目４番12―402号
債務者　成川　文彦
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３７０号
札幌市北区百合が原７丁目４番12―402号
債務者　成川　康惠
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３７５号
札幌市中央区北６条西19丁目７番地　カーサヴェルデ１ＦＣ、住民票上の住所札幌市中央区北６条西19丁目７番地　塚喜グリーンハイツ１ＦＣ
債務者　小銭　葉子
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６８号
群馬県藤岡市藤岡513番地
債務者　亀田　玲子
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第１１２９号
名古屋市名東区極楽２丁目219番地　グリーンシティ大鐘203号
債務者　山田　　恵
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部